# 渡部かずふみ

第15号 2010年12月15日



発行 渡部かずふみ後援会

沼津市宮本140

電話 055-924-7283

Fax 055-924-6186 発行責任者 山本 一彰

編集責任者 杉山 徹

# 11月職会で愛鷹地区北部への上水道整備等を迫る

第 15 回定例会(11 月議会)会期:2010年11月24日(水)~12月14日(火)



井田"煌めきの丘"から望む駿河湾越しの富士山

第 11 回定例会 (11 月議会) は、会期が 11 月 24 日から 12 月 14 日までの 21 日間で開催され、当局 議案 14 件を審議しいずれも原案通り議決しました。 また、16 人が登壇した今定例会における一般質問及 び緊急質問では市内小中学校への太陽光発電施設設 置事業に関する疑惑を追及する姿が目立ちました。

渡部議員は一般質問で、上水道事業の給水区域の拡張と、エルタックス(eLTAX:地方税電子申告)の本格導入による効果と課題を質す中で、次期拡張事業計画に向け愛鷹地区北部の分譲住宅地の専用水道を優先的に対象とする旨の答弁を引出しました。

### 来春の"沼津市議選"に向け"後援会活動"をスタート!

<選挙日程は「2011年4月17日 告示」「同24日 投票」に決定>

### 1. 前回以上に厳しい選挙となることは必至(議員定数は前回より2議席削減)

2007年4月の沼津市議会議員選挙において"渡部かずふみ"は新人候補ながらも皆様の力強いご支援を賜り、1,885票を頂戴し25位で初当選を飾らせていただきました。以降、活動の拠点を愛鷹地区(東原)へ移し、沼津市政全体の発展はもとより地域対策にも積極的に取り組んでまいりました。2011年4月の選挙は前回より議員定数が2減り32議席を争う選挙となることから前回以上に厳しい選挙になることは必至の状況であります。

### 2 . 更なる議員定数の削減の是非が次期市議選の争点に浮上

全国的に議員定数削減の機運が高まる中、2 議席削減では手ぬるいという厳しい意見が市民の大半を占め、沼津市自治会連合会をはじめ多くの市民の要求に発展しつつあります。厳しい経済情勢や本市の財政状況を考えた時、行財政改革は待ったなしの状況であります。"渡部かずふみ"は元々28 議席への削減を主張していた議員であり、当選の暁には早期に議員定数削減を実現すると公言しております。

### 3. 世代交代の進行と新人候補の動向に注目

現職議員の年齢分布(来春の選挙時点)は40歳代以下が3人(8.8%)、50歳代が7人(20.6%)、60歳代が18人(52.9%)、70歳以上が6人(17.6%)であり、60歳代以上が70.5%を占めています。連合静岡の推薦議員で構成する市民クラブにおいても世代交代が進む兆しがあります。一方、新人候補の動向としては前回選挙や補欠選挙での落選者をはじめ、新たな女性候補の名前も取り沙汰されております。前回選挙は定員に対し13人オーバーでしたが、今回選挙でも乱立となる可能性が否定できない情勢にあります。

支持者の輪を大きく拡げ、渡部かずふみ"の再選に向けた礎を築き上げよう!! 渡部かずふみ後援会会長 斉 藤 首

## 第 15 回定例会(11月議会)の主な議案 原案通り議決

### 市職員の給与及び議員を含む期末手当を減額する条例改正等を議決

第 15 回定例会(11 月議会)では、専決処分を含む報告議案が 1 件、一般議案が 5 件、条例改正議案が 6 件、補正予算議案が 2 件の合計 14 件の議案を審議し、すべて原案通り承認・可決されました。

### 1. 伊豆市沼津市衛生施設組合規約の一部変更

伊豆市沼津市衛生施設組合の火葬場事務の廃止に伴い、 火葬場に係る規定を削除する。

### 2. 伊豆市沼津市衛生施設組合規約の

### 一部変更に伴う財産処分

伊豆市沼津市衛生施設組合の火葬場事務の廃止に伴い、 火葬場に係る財産を伊豆市及び沼津市に帰属(境界線に より区分)させる。伊豆市分は土地が923 ㎡、沼津市分 は建物全体と土地が3,465.05 ㎡である。

### 3.指定管理者の指定(片浜地区センター)

沼津市片浜地区センターの指定管理者として片浜地区 コミュニティ推進委員会を指定する。

### 4. 沼津市職員の給与に関する条例等の一部改正

国家公務員の給与改定にならい、一般職の給与並びに市議会議員及び特別職の期末手当を改めるほか、所要の改正を行う。(全体で1億8,100万円の引き下げ)



一部事務組合から切り離し、沼津市の 単独事業として運営する土肥戸田火葬場

### 5. 沼津市長期継続契約を

#### 締結することができる契約に関する条例の一部改正

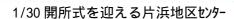
継続的な役務の提供を受ける契約のうち機械警備について、商 慣習の実態に即した契約期間に改める。

### 6.沼津市手数料条例の一部改正

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、 特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可及び保安検査等の審査に係る 手数料を引き下げる。

#### 7. 沼津市立病院条例の一部改正

新たに歯科インプラント手術を実施することに伴い、使用料及び手数料の額を定めると共に、条文に見出しを付するほか、所要の改正を行う。



### 8. 平成22年度沼津市一般会計補正予算(第3回)

今回の補正予算は835,561 千円を追加するもので、その結果予算総額は74,019,386 千円となる。内容としては自立支援介護・訓練等給付費290,000 千円、生活保護扶助費275,450 千円、財政調整基金積立金270,568 千円が追加する主なもの。減額するものは給与改定及び人事異動に伴う職員人件費等の調整額299,825 千円である。財源としてはそれぞれの特定財源のほか、一般財源として繰越金などをもって充てる。このほか債務負担行為として地域観光情報発信事業費を追加する。

### 9. 平成 22 年度沼津市介護保険事業特別会計補正予算(第2回)

今回の補正予算は 28,016 千円を追加するもので、その結果予算総額は 11,464,467 千円となる。内容としては職員人件費 28,016 千円で、財源としては一般会計繰入金などをもって充てる。

### 10.工事請負契約の一部変更

### (沼津市南部地域光ファイバー整備工事)

光ファイバー設備を一部変更することに伴い、契約の 金額を変更する。(当初契約金:412,650 千円 426,514 千円:13,864 千円の増)

その他、交通事故等に関する専決処分の報告が2件、町の区域の変更が1件、沼津市営住宅条例の一部改正,沼津市火災予防条例の一部改正など条例議案が2件ありました。



光ファイバ-敷設予定地である真城峠の頂上付近

# 太陽光発電設備工事の工期遅延を巡る問題への私見

# ~契約違反があれば粛々と対処すべき問題であり過剰反応と感じた~

夏休み中に 8 割方が完了していなければならない工期遅延の問題を第 14 回定例会 (9 月議会) に引き続き、第 15 回定例会 (11 月議会) においても「市内全小中学校への太陽光発電設備工事」を巡る安全性の問題は緊急質問まで及んだ。この問題について中立な立場でコメントさせていただきます。

### 1.疑惑とされる指摘ポイントは次の3点である。

いずれも立証が困難と推察!

### (1) プロポーザル方式の契約を疑問視する点

# 選定委員会(第3者機関)が公正に評価し契約先を選定した以上、恣意的な政治的圧力を立証することは困難

本件に関する契約議案は年初の第 12 回定例会 (2 月議会) で可決されており、その際に賛成している議員は自身の勉強不足、チェック不足を市民に詫びた上で、疑問点を指摘すべきである。

そもそもプロポーザル方式(新しい契約方式)とは、建築設計を委託する上で、最も適した設計者を選ぶ方式であり、技術力や経験、プロジェクトに望む体制などを含めたプロポーザル(提案書)の提出を求め、公正に評価して設計者を選ぶ方式である。入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式であり、単なる随意契約とは異なる。なお、「総合評価方式」とは、公共工事における入札で、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する新しい落札方式のことである。

今回の契約先が採用した太陽光発電パネル供給先(エネビック)と現職議員が血縁関係にあったとしても選定委員会(第3者機関)が公正に評価して契約先を選定した以上、恣意的な政治的圧力を立証することは困難であると推察している。

### (2) パネルの安全性を疑問視する点

### 今回の質疑ではメーカーの安全性を否定する確証が未提示

問題の太陽光発電パネルは米国 Solyndra 社 (ベンチャー企業)製で NASA のロケット風洞実験を担当した実績のある CPP が風速 57.7m/s まで保障している製品である。安全の物差しとしては建築基準法があるが、世の中に 100%安全な製品などは有り得ないということを前提に、過度な不安を煽り立て市民を巻き込む行為は厳に慎みたい。私は念のため沼津市で最初に設置された沼津市立開北小学校へ視察に行って確認したが、約 170 ㎡ (約51 坪)



開北小学校屋上の太陽光発電パネル

に広がったパネルは細い円筒状で風を逃がす構造になっており、パネルの台座や連結する器具は金属製であることから容易に舞い上がることは稀であると感じた。独自に風洞実験を行いその結果をもって誤りを指摘しない限りパネルメーカーが主張する科学的な安全性を否定する確証が示せていない。

### (3) エネルギー効率や株価操作を疑問視する点

### 要求水準書に照らした指摘が求められ、公正を期すべき議員としての資質を疑う行為

市議会(一般質問・委員会質疑)における公の場での発言としては公正を欠く不適切極まりないと断じざるを得ない。特に、日本製の太陽光発電パネルが優れていて、アメリカ製の太陽光電パネルは劣っているとした点や、自由な商取引のためのプレゼンテーション活動を否定する言動は節度を欠いている。今契約の要求水準書には売電を想定せず、校舎屋上に出来るだけ荷重を掛けないパネルが軽量な点が高く評価されたと聞いている。いわんや、メーカーとしての eR 活動に市場が反応した点を捉らえ、株価操作の如く喧伝する様は公正を期すべき議員としての資質を疑いたくなる行為である。

### 議会だよりのバックナンバー (過去の発行状況)をお知らせします!

【創刊号】2007年 7月10日、【第2号】2007年11月13日、【第3号】2007年12月13日、

【第4号】2008年 4月10日、【第5号】2008年 7月18日、【第6号】2008年10月28日、

【第7号】2008年 12月 15日、【第8号】2009年 4月 3日、【第9号】2009年 7月 7日、

【第10号】2009年11月17日、【第11号】2009年12月18日、【第12号】2010年4月6日、

【第13号】2010年7月1日、【第14号】2010年10月26日

\*過去の議会だよりが必要な方は、後援会事務局(924-7283)までご連絡願います。

### 第15回定例会(11月議会)渡部かずふみ「一般質問」

### 1、上水道事業の給水区域の拡張について

### (1)第5期拡張事業計画の進捗状況と今後の方針について

「質問」進行中の第5期拡張事業計画はどこまで進んでいるのか、残期間ではどんな事業を進めるのか?

「答弁」第5次拡張事業は平成15年度に西浦地区の4カ所の簡易水道を事業統合すると共に、技能五輪の開催地であった大岡三明寺地区や西熊堂地区など約64ヘクタールを拡張し整備する計画であった。 平成21年度末までに水源地及び配水地をそれぞれ2カ所、送水管及び配水管など約8,900mを整備し、 事業費ベースの進捗は約84%となっている。今後、配水管を約2,200m整備し、平成24年度に完了 する見込みである。

### (2)次期拡張事業計画の策定に向けたプロセスについて

- 「質問」次期(第6期)拡張事業計画の策定に向けたプロセスはどのように進める予定なのか?
- 「答弁」上水道未整備区域の解消を図るため第 5 期拡張事業に引き続き平成 25 年度以降の次期拡張事業 計画を策定したい。計画策定に当たって現在、拡張区域を検討しており、今後拡張区域内の水源設備 や管路などの施設整備計画、事業費や事業スケジュールなどを含めた事業計画を策定する。その後、 県や厚生労働省との協議を経て、現在受けている水道事業の認可変更を申請することになる。

### (3)次期拡張事業計画に係る拡張給水区域の候補地について

- 「質問」次期拡張事業計画に係る拡張給水区域の候補地として具体的な考えはないのか?
- 「答弁」まず、本市唯一の井田簡易水道を統合し給水区域を拡張したいと考えている。その他に分譲住宅 地などの専用水道は多分に管理上問題を生ずる恐れがあることから、このような専用水道の上水道事 業への統合編入を視野に入れ、拡張する区域を選定したいと考えている。
- 「質問」分譲住宅地である愛鷹地区北部の第2種中高層住宅専用地域を対象としてもらえないのか?
- 「答弁」給水区域外にある分譲住宅地等の集落の専用水道は本市に3カ所ある。その内の2カ所が愛鷹PA 北側の市街化区域の中に存在している。また、この区域の中には3つの企業の専用水道もある。さら に、給水区域の拡張を行う場合は、区域外にある分譲住宅地等の専用水道を水道事業に、統合編入の 上、管理を行っていくことが好ましいと認識している。このことから、<u>愛鷹地区北部の第2種中高層</u> 住宅専用地域を拡張する給水区域として優先的に捉えていきたいと考えている。

なお、専用水道の区域を給水区域として拡張する場合は、事前に専用水道の管理者や設置者等との協議を行い、その意向を確認する必要があることを付言したい。

### 2、本市におけるエルタックス(eLTAX:地方税電子申告)の本格導入について

### (1)電子申告(申請・届出)の導入効果と課題について

- 「質問」電子申告の導入効果はどのようなものか?従来型の運用との混在などの課題としてどのようなものがあるのか?
- 「答弁」本市ではエルタックス(eLTAX:地方税電子申告)を導入すべく準備を進め、本年12月20日から運用を開始する運びとなった。エルタックスを納税者が利用することにより、法人市民税の予定、確定申告や償却資産の申告、また個人市民税の給与支払報告書等の提出が行えるようになり、市町村毎に申告書や異動届を作成して送付する手間が省けるなど、利便性、効率性の向上が図られる。市としても電子データを課税システムに直接取り込むことにより課税事務の軽減が図られる他、申告書を保存する必要がなくなるなどの効果がある。一方、課題としてはエルタックスの普及促進を図る必要がある。エルタックスの普及動向が導入効果を高める意味合いを含んでいる。

### (2)来春に導入が予定されているエルタックスの国税連携がもたらす導入効果と課題について

- 「質問」平成 23 年 1 月に稼働予定の"所得税確定申告書データ送信システム"が動き出した場合の期待効果や課題はどのようなものがあるのか?
- 「答弁」国税連携がもたらす効果については、エルタックスにより税務署から所得税確定申告書の内容が 市に送付されることから、これまで市職員が行っていた市民税用書類の収受作業が不要となり、電子 データを直接取り込むことにより、課税事務が軽減されコストの削減などが図られる。また、課題に ついては納税者がイータックス(eTAX:国税電子申告)を利用することにより、個人市民税の申告 が必要なくなることから、イータックスの普及を国、県と共に図る必要があると認識している。